

設計図書の閲覧及び貸し出しについて

入札に参加するにあたり、建設工事又は測量・設計等業務の設計図書の閲覧又は貸し出しを希望する場合は、次により契約管財課まで申し出てください。

1 閲覧場所

- 二本松市役所契約管財課（市役所4階）窓口

※ ただし、入札公告又は指名通知書に別の場所の記載がある場合は、この限りではありません。

2 閲覧期間

- 入札ごとに入札公告及び指名通知に記載する期間となります。

3 閲覧方法

- 閲覧場所に備え付けてある「設計図書閲覧・貸出願」に必要事項（閲覧日時、会社名及び連絡先等）を記入のうえ、契約管財課職員に申し出てください。

4 設計図書の複写

- 積算に供する場合に限り設計図書の複写を認めています。
- 市役所内には、設計図書を複写するためのコピー機は、設置しておりません。積算用に設計図書のコピーが必要な方は、お手数でもお近くのコンビニエンスストア又は自社の複写機等をお使いください。

5 設計図書の貸出し

- 設計図書の貸出しを希望される場合は、次の点に注意願います。
 - ・ 貸出用の設計図書の数には限りがあるため、貸出時間に上限を設けています。
貸出時間は、入札参加資格登録の所在区分が市内及び準市内登録業者の方は2時間、それ以外の業者の方は4時間程度となります。
ただし、上記貸出時間内であっても貸出日当日の閉庁時間を越える貸出は原則として認めておりませんのでご了承ください。
なお、事務所が遠方にあるなどの理由により上記時間での返却が困難な場合は事前にお問合せください。
 - ・ 貸出用の設計図書の数には限りがあるため、窓口に来て設計図書が全て貸出中だったというような事態を避けるためには、貸出しを希望する設計図書があるかどうか事前に契約管財課まで問い合わせてください。

なお、この問い合わせは、設計図書貸出しの予約受付を行うものではありません。
貸出用の設計図書の在庫状況の確認のみとなります。

6 そ の 他

- 設計図書に関する質問がある場合は、質問書を電子メール、FAX、持参又は郵送により期限内に契約管財課へ提出してください。

質問書は、市の指定様式となります。ただし、同内容であれば自社作成のものでも差し支えありません。様式は、[入札・契約関係様式](#)よりダウンロードできます。ダウンロードできない環境の方に対しては、契約管財課窓口において配布します。